

# 駒ケ林フットボールクラブ励ます会会則

## 第1条 (名 称)

本会は「駒ケ林フットボールクラブ励ます会」(以下、「本会」という。)と称す。

## 第2条 (対 象)

本会は駒ケ林フットボールクラブ所属児童の保護者で構成する。

## 第3条 (目 的)

本会は、本クラブの指導者と協力し、本クラブの活動と所属児童の活動、及び神戸市サッカー協会主催行事を支援する。

## 第4条 (組 織)

本会には次の役職を置き、スタッフ会議メンバーとする。

- ① 会長 1名 保護者代表として、指導者との連携を担い、緊急時は保護者への連絡をする。
- ② チーム代表 各1名 会長を補佐し、会長不在の場合は会長の代行をする。
- ③ チーム会計 各1名 本会の出納業務、及び5条1項の出納業務。

- 2 駒ケ林フットボールクラブ総会において、保護者の互選で選出。任期は1年とし再任・兼任は妨げない。

## 第5条 (運 営・経 費)

本会会員は、4月に年会費500円を納入し、本会会計が管理する。

- 2 神戸市サッカー協会及び、駒ケ林フットボールクラブの励ます会主催の行事(会議を含む)費用及び交通費は、本会より支出する。
- 3 本会主催の行事経費は、本会会費から支出し運営にあたる。不足が生じた場合は保護者より追加徴収する。
- 4 会計報告は年度末に行う。

## 第6条 (当 番)

本会会員は練習、及び、試合時の支援を輪番制とする。諸事情により当番ができなくなった時は、他の保護者に代わってもらよう手配する。どうしても代わりの保護者がいない場合に限り、本会に当番委託金500円を支払う。

- 2 徴収した当番委託金は、クラブ所属児童の為に使用する。

付 則	平成20年4月	制定
	平成22年5月	改定
	平成24年4月	改定
	平成28年5月	改定